

資料をよむ

～鈴木平九郎と近世文書社会：

天保14年（1843）日野本郷地押一件日記から～

近世部会部会長 富善一敏

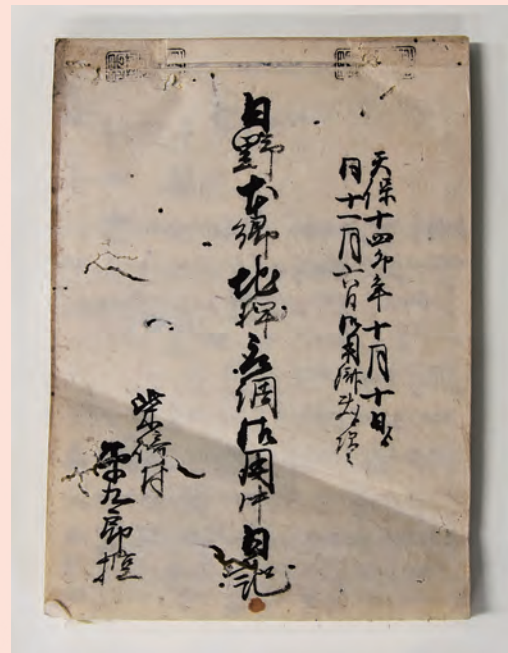
はじめに

江戸時代は、人びとの意思や行動が文書により記録され、後世に伝えられる文書社会といえます。その特徴として、

- 1) 幕藩領主は、みずからの政策決定や業務遂行の際に膨大な文書を作成し保管した。
- 2) 幕藩領主は、村や町との間で文書をやりとりすることで支配を行うが（文書による支配）、その過程で名主などのリーダーの家に文書が蓄積し保管され、自らの主張の根拠として利用された（文書による保証）。
- 3) 商業取引や土地売買、金銭借用などのさまざまな契約が文書で行われるため、文書の読み書き能力がないと、自己の利益・権利を守れなかった（証文の時代）。

の三点をあげることができます。

この小文では、柴崎村の名主であり、「公私日記」の作者として著名な鈴木平九郎が、天保14年（1843）に作成し、現在に伝わる日野本郷地押一件日記（「天保十四卯年十月十日より同十一月六日御用済夫より次々 日野本郷地押取調御用中日記 柴崎村平九郎控」鈴木家文書 E41、立川市歴史民俗資料館寄託、【写真1】）を手がかりに、江戸時代後期の文書社会のあり方について考えてみたいと思います。



【写真1】

地押一件の経過

江戸幕府の老中水野忠邦は、天保改革の一環として、全国の幕府領を対象に、天保14年（1843）に御料所改革を行いました。御料所改革とは、村方に小前帳・内見帳・耕地絵図の作成を命じ、代官が現地見分し耕地を一筆ごとに照合して、村の全ての耕地を再把握し、本免入り（年貢地への編入）や免上げ（年貢率の引き上げ）により、

年貢徴収量の増加をめざしたものです。柴崎村では8月から閏9月にかけて、当時36歳の名主平九郎を中心に行われました。

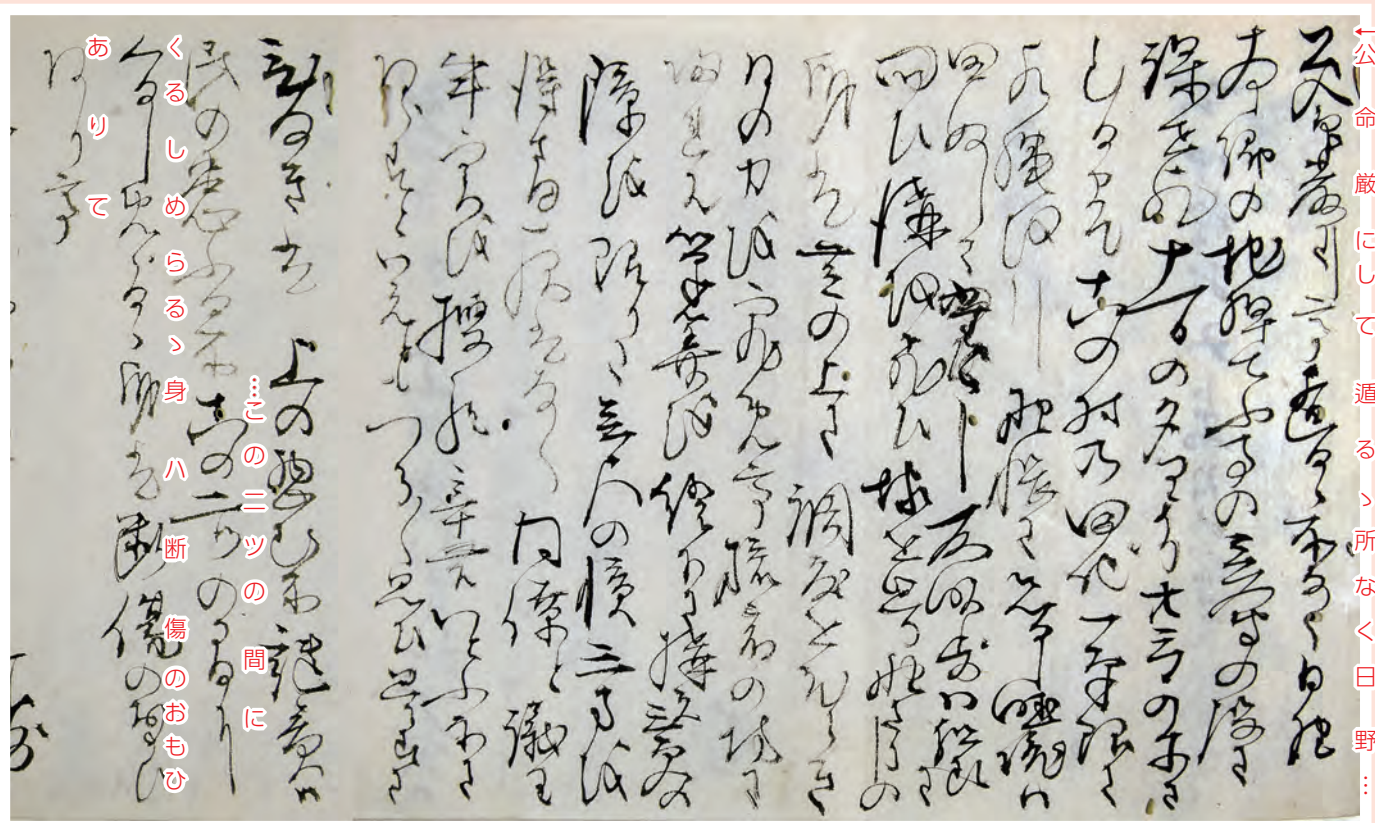
御料所改革は、老中水野の失脚に伴い閏9月下旬に中止されましたが、幕府代官江川太郎左衛門は耕地の再把握自体は必要だとして、作業を続行しています。



【写真2】天保14年「日野本郷絵図」（天野尚家所蔵、日野市郷土資料館写真提供）。日野本郷は日野宿とも呼ばれ、甲州道中の宿場でした。甲州道中に沿って北は柴崎村、西に栗須新田（現八王子市）と接し、宿往還の長さは1里1町（約4キロメートル）という大きさの村でした。現在の日野市日野本町、日野、神明、栄町、大坂上、日野台といった区域に該当します。

隣村の日野宿（日野本郷、現日野市）では、村役人が帳面調べの最中に囲碁に興じ手鎖処分を受け、作業が大幅に遅延しました。10月10日江川代官所役人の松岡正平は、田畑の地押（田畑の等級や石盛を変えずに、竿を入れて面積を測量すること）作業に、栗須村（現八王子市）の名主伝次郎と共に立ち会うよう平九郎に命じます。平九郎が作成した日野本郷地押一件日記により、この経過を見ましょう。

平九郎は、最初是他村の田畑の手入れをするのは難しいと断りますが、日野宿寄場組合の大惣代を務めていた実父の中嶋次郎兵衛と相談し、やむなく承諾します。翌10月11日から作業が始まりますが、柴崎村の地押で使った測量用の間竿を持ち込み、朝9時から、日野本郷の役人と共に現場で作業し、夜は大昌寺（現日野市日野本町）に泊まり込んで帳面に記入するという過酷なものでした。朝晩の食事は大昌寺が、昼の弁当は玉屋栄蔵が賄いました。

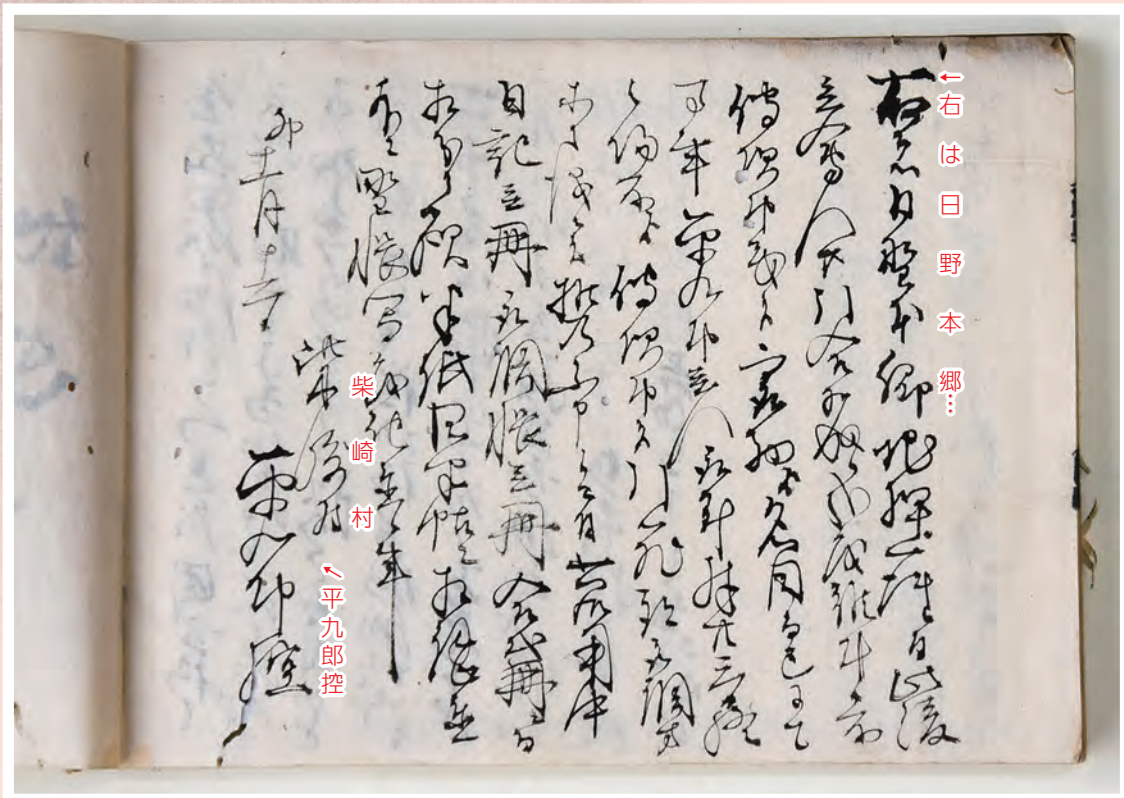


【写真3】「日野本郷地押取調御用中日記」を加工

耕地反別114町歩（1.44平方キロメートル）余りの地押作業は、2週間後の23日ようやく終了しますが、翌24日からは、寛政5年（1793）作成の日野本郷二十組の名寄帳との突き合わせと、廻村してきた江川代官所役人の柏木莊蔵が命じた追加の照合作業に追われます。11月3日夜には、多忙な日々を振り返り、

公命厳にして通る、所なく、日野本郷の地押てふ事の立会の役を課され、十一日の夕より廿三日のあさひるまで、この村の田地一筆限に水縄を引、野帳にしるし、畦境ハ田ぬしにたし、反畝歩ハ組頭に問ひ、溝を飛び塚を廻り、野さらしの身にて芝の上に調度をひらき、かの力を究めて、旅宿の坊に帰れば筆算を終、下に構は三更の障を限りに、壺尺の憤三方を得ざる夜はなく、同僚と議り事実を捜す辛苦いとふなきにあらすといえとも、つらつら思ひ廻らすに、ひみき立上の悪む所、譴責ハ民の患ふる所、この二ツの間にくるしめらる、身は断傷のおもひありて

と記しました（【写真3】、読点を付した）。代官所役人の命令により10月11日から23日まで日野本郷の地押に立ち会い、田地を1筆ごとに測量し、境界や面積を関係者に確認し、夜は大昌寺で数値を計算し、深夜まで同僚と相談したが、お上と百姓の間で苦しみ、断腸の思いをしたと、その苦労を述懐しています。11月5日柏木莊蔵に地押改反別本畝歩突合帳3冊を提出し、13日には下帳を含め田方地押野帳16冊を日野宿役人に渡し、1か月余りを要した作業がようやく終了しました。



【写真4】「日野本郷地押立会中留書」を加工

11月7日に平九郎は、当一件について記した別の記録の中で、

右は日野本郷地押一件に付き、此後立会人共引き合いあい成り候哉も計り難く候所、伝次郎義は最初より名目のみにて、万事平九郎老人取り計らい、殊に廿三日終の場所より伝次郎は引き籠り、跡取調方等の儀には携り申さず候に付き、右御用中日記壺冊、取調帳壺冊、合式冊にてあい分り候様、半紙四半帖にあい認め置き、外に野帳写しも記し置き候事

と述べています（「天保十四癸卯年十月十一日より十一月六日迄 日野本郷地押立会中留書 柴崎村平九郎控」鈴木家文書E44、立川市歴史民俗資料館寄託、【写真4】、読点を付し読み下し文に改めた）。地押作業に立ち会う栗須村名主伝次郎は名目だけで、23日以降は病気のため引き籠もり、実務は全て自分が行ったこと、今回の地押のあらましが分かるように、日記と取調帳の2冊を作成したことが分かります。

むすびにかえて一地域の中で、地域のために文書社会を生きる一

平九郎が作成した当一件の関係文書は、日野本郷田方一筆限地改野帳写4冊、田畑御取箇辻突合勘定帳1冊、荒地起返書上下帳1冊、田畑起返本免入御取下免増取調帳1冊、組々名寄反別改書抜帳1冊、同御用中日記3冊、同留書1冊など、実に23点にのぼります。翌天保15年1月晦日に、書役豊吉に地押野帳を筆写させ、同年11月25日には、「見合」のため日野本郷名主の彦五郎に貸し出されていた平九郎留書1冊が、平九郎に返却されています。平九郎は、このように自らの仕事を文書に記録し保存し、地域のために活用したのです。

19世紀に柴崎村に生きた鈴木平九郎は、「公私日記」をはじめ多くの文書を作成し、現在に残しました（立川市史編さん近世部会編集『新編立川市史 調査報告書 近世編1 鈴木家文書目録』立川市、平成30年）。現在、公文書管理のあり方が問題となっていますが、この小文で取り上げた日野本郷地押一件日記から読み取れる平九郎の姿勢に、私たちも学びたいと思います。

【付記】本稿は、2019年（平成31）1月19日の新編立川市史関連講演会で筆者が行った講演「鈴木平九郎と近世文書社会―「公私日記」を中心に―」の一部である。